

(7) 特定健康診査・特定保健指導評価分析事業

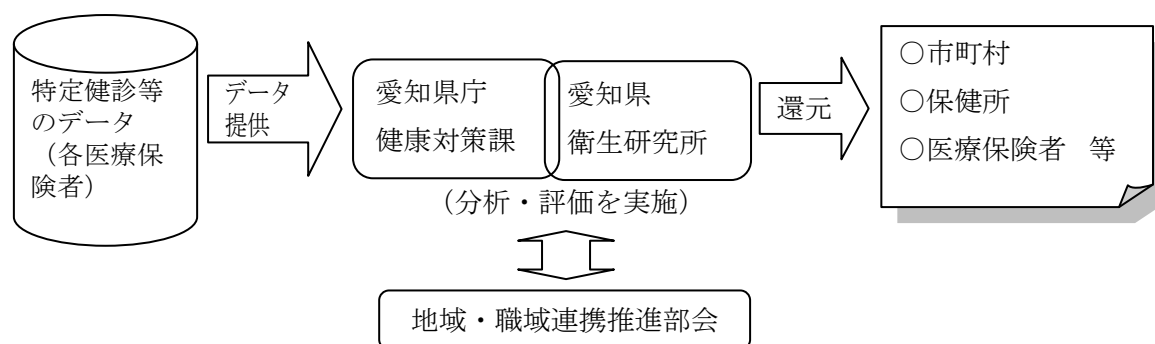
《現状》

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病対策として、特定健康診査及び特定保健指導が実施されている。

その健診及び保健指導のデータは、県民の健康状態を知る上で非常に重要である。

このため本県では、平成22年4月から、県下有力企業を含む健康保険組合、協会けんぽ、国保等の協力を得て、特定健診等のデータを集約し（平成22年度：約100万件）、地域・職域連携推進部会（分会長：津下 一代）において協議し、分析・評価結果を各医療保険者へ還元している。なお、このように県下のほとんどの保険者からデータの提供を受けているのは、全国でも本県のみである。

【フロー図】



〈分析（例）〉

- 性・年齢階級別にみたメタボリック非該当・予備群・該当者の分布
- 性別にみた腹囲とメタボリックシンドロームの平均リスクファクター数
- 糖尿病治療の有無による血液検査結果（HbA1c判定）
- 高血圧・糖尿病・脂質異常の服薬状況 等

《24年度の予定》

- 1 データ解析については、公益財団法人科学技術交流財団「知の拠点」重点研究プロジェクトに、衛生研究所 広瀬室長が参入する形で継続。
- 2 今年度においては、20年度から22年度データを個人ごとにリンクし、経年変化の状況把握、特定保健指導の効果判定等を実施し、各医療保険者への還元内容に活かす予定。
- 3 各医療保険者に対して、有用な健康施策に役立つ分析・評価結果を還元すること等を通じて、より一層の協力が得られるように働きかけていく。